



武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書
に係る覚書の一部改定について

鎌倉市と武田薬品工業株式会社とは、両者間の平成23年2月14日付「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書に係る覚書」第2条第1項第2号に掲げる別表2につき、以下の改定理由に記載の法令改正後、当該法令改正に従った管理を行っているところ、今般当該法令改正を踏まえて、同条第2項に基づき、別表2に記載の基準の一部を見直した結果、別表2を別紙のとおり改める。

【改定理由】

「下水道法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第364号。同年11月19日公布、同年12月1日施行）」により下水道法施行令第9条の4に掲げるカドミウム及びその化合物についての特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準が改正されたこと

平成27年2月6日

鎌倉市御成町18番10号

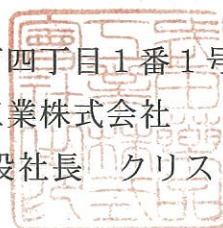
鎌倉市長 松尾 崇



大阪府中央区道修町四丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長 クリストフ ウェバー



別表2 水質汚濁に係る管理目標

単位 mg/L (※の項目は除く)

項目	法令基準	管理目標	測定頻度
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600	300	1回/月
全有機炭素 (TOC)	—	250	常時
浮遊物質 (SS)	600	300	1回/月
水素イオン濃度 (pH) ※ (単位は無し)	5~9	5.8~8.6	常時
カドミウム抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	2.5	1回/月
カドミウム抽出物質含有量 (動植物油含有量)	30	15	1回/月
フェノール類	0.5	0.25	1回/月
銅及びその化合物	1	0.5	1回/月
亜鉛及びその化合物	1	0.5	1回/月
鉄及びその化合物 (溶解性)	3	1.5	1回/月
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1	0.5	1回/月
クロム及びその化合物	2	1	1回/月
ニッケル含有量	1	0.5	1回/月
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380	190	1回/月
汚濁消費量	220	110	1回/月
温度 ※ (単位℃)	45	40	常時

カドミウム及びその化合物	0.03	0.015	1回/月
シアン化合物	1	0.5	1回/月
有機リン化合物	0.2	0.1	1回/月
鉛及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
六価クロム化合物	0.5	0.25	1回/月
砒素及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0025	1回/月
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	1回/月
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0015	1回/月
トリクロロエチレン	0.3	0.15	1回/月
テトラクロロエチレン	0.1	0.05	1回/月
ジクロロメタン	0.2	0.1	1回/月
四塩化炭素	0.02	0.01	1回/月
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.02	1回/月
1,1-ジクロロエチレン	1	0.5	1回/月
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.2	1回/月
1,1,1-トリクロロエタン	3	1.5	1回/月
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.03	1回/月
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.01	1回/月
チウラム	0.06	0.03	1回/月
シマジン	0.03	0.015	1回/月
チオベンカルブ	0.2	0.1	1回/月
ベンゼン	0.1	0.05	1回/月
セレン及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ほう素及びその化合物	10	5	1回/月
ふっ素及びその化合物	8	4	1回/月
1,4-ジオキサン	0.5	0.25	1回/月
ダイオキシン類 ※ (単位pg-TEQ/L)	10	5	1回/年

備考 1 測定場所は、最終排水貯留槽とする。

2 測定方法は、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める方法とする。